

答申第 273 号

平成 17 年 7 月 25 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 4 月 26 日付けで諮問された県立伊勢原射撃場リフト維持管理費用に関する文書等不存在の件(諮問第 222 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1) 県立伊勢原射撃場敷地内に建立の石碑「銀の碑」についての「銀」の由来に関する文書
- (2) 県立伊勢原射撃場内に設置されたリフトについての設置以来の維持・管理費用に関する文書
- (3) 県立伊勢原射撃場内における被弾被害に伴う修理費用等に関する文書

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成14年3月11日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。

ア 県立伊勢原射撃場（以下「本件射撃場」という。）敷地内に建立の石碑「銀の碑」（以下「本件碑」という。）についての「銀」の由来に関する文書（以下「「銀」の由来に関する文書」という。）

イ 本件射撃場内に設置されたリフトについての設置以来の維持・管理費用に関する文書（以下「リフトの維持・管理費用に関する文書」という。）

ウ 本件射撃場内における被弾被害に伴う修理費用等に関する文書（以下「被弾被害の修理費用等に関する文書」という。）

- (2) これに対し、教育委員会は、平成14年3月25日付けで、本件行政文書を取得又は管理していないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成14年4月3日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件行政文書は存在しないとして、公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 団体に対する県補助金等を含め、県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件と定めており、また、神奈川県行政文書管理規程は行政文書の保存期間を5年間と定めていることから、公開決定の際、職員は引継文書も十分確認して、行政文書の存否を判断することが求められる。

4 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 「銀」の由来に関する文書は取得しておらず存在しないため、不存在決定を行った。

(2) リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書は、実施機関で管理している文書でないため、不存在決定を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 「銀」の由来に関する文書について

(ア) 実施機関は、「銀」の由来に関する文書は存在しないため、不存在決定を行った旨説明している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件碑は、かつて、特定の協会が実施機関の建設許可を得て設置した後、当該協会から実施機関に対し寄付の申出があり、実施機関が寄付を受け入れたものであることが認められる。そして、建設許可から寄付の受入れに至る一連の文書を確認し

たところ、これらの文書には「銀」の由来を推測し得る部分はあるが、これらの文書は本件行政文書と同時に公開請求を受け、既に不服申立人に対して公開されており、公開された文書以外に「銀」の由来に関する記述は見当たらないことが認められる。

(ウ)「銀」の由来に関する文書の公開請求は、既に不服申立人に公開された「銀」の由来を推測し得る記載のある文書とは別に公開請求されており、前述したように、既に不服申立人に公開された文書以外に「銀」の由来に関する文書が存在せず、他に「銀」の由来に関する文書が存在することを示す特段の事情は認められないことから、「銀」の由来に関する文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

イ リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書について

(ア)実施機関は、リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書については、実施機関で管理している文書ではないため、不存在決定を行った旨説明している。

(イ)当審査会が確認したところ、神奈川県立伊勢原射撃場条例第8条において、本件射撃場の管理に関する事務のうち、本件射撃場の利用に関する事務(利用の制限に関する事務を除く。)及び維持管理に関する事務は、特定の財団法人(以下「本件財団法人」という。)に委託することが定められ、同条例第4条第3項において、本件射撃場の利用料金は、管理受託者の収入とすることが定められていることが認められる。また、神奈川県と本件財団法人が締結した神奈川県立伊勢原射撃場管理運営委託契約書第4条において、本件財団法人が行う委託事務の執行に必要な費用は、本件財団法人が収受した利用料金の収入をもって充てると定められていることから、本件財団法人は、本件射撃場の利用料金を収入とすることにより、本件射撃場の維持管理等を行っており、その費用については本件財団法人が支出していることが認められる。

(ウ)以上のことから、本件射撃場のリフトの維持及び管理並びに被弾被害の修理に関して支出を行っているのは本件財団法人であり、リフト

の維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書を管理しているのも本件財団法人であることが認められ、他に実施機関の説明に反する特段の事情も認められないことから、リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書を管理していないとの実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 4 月 30 日	諮問書を受理
5 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 30 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 5 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 17 年 4 月 11 日 (第 45 回部会)	審議
5 月 24 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 6 日 (第 47 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	首 都 大 学 東 京 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年7月25日現在)(五十音順)